

# 令和6年度当初予算調製方針

## 1 基本認識

- (1) 国内の景気動向については、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復が期待されるものの、物価高騰や世界的な金融引締めに伴う海外及び国内景気の下振れリスクに注意する必要があります。
- (2) 県内人口が減少局面にある中、全国に先駆けて策定した「三重県人口減少対策方針」に基づき、これまでよりも一歩進んだ対策に取り組むことで、県内定着や人口還流、さらなる移住の促進につなげ、人口減少による影響を緩和する必要があります。とりわけ、三重県が持続的に成長し続けるために、県内就労の促進などにより人手不足にも対応することが重要です。
- (3) 国が推進する「こども・子育て支援加速化プラン」も注視しつつ、国に先行して令和5年度当初予算でとりまとめた「みえ子どもまるごと支援パッケージ」をさらに進める必要があります。
- (4) インバウンドを含む観光需要の更なる回復が期待されることや、グリーン化（GX）やデジタル化（DX）など新たな産業構造への転換の進展、スタートアップへの支援の充実を好機ととらえ、県内産業の振興や地域経済の活性化につなげる必要があります。
- (5) 近年激甚化している自然災害や近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震等をふまえ、引き続きハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めることが重要です。
- (6) 令和6年度の予算調製に向けては、団塊の世代が後期高齢者となり社会保障関係経費の増加が見込まれることや、老朽化する公共施設の建替が本格化することなどから、機動的かつ弾力的な財政運営がしばらく状況が続いており、持続可能な財政運営の確保に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

## 2 当初予算調製の基本方針

- (1) こうした基本認識の下、令和6年度は、結婚・妊娠・子育て等の希望がかない、生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもが豊かに育つことができるよう、子どもを守り育てる取組をさらに推進します。  
また、ものづくりをはじめとする県内企業のカーボンニュートラルなど新たな領域への挑戦やスタートアップへの支援に加えて、半導体産業の人材育成を支援するとともに、三重県の魅力を国内外に強力にプロモーションし、観光誘客をさらに促進します。あわせて、県内産業の振興に向けて、農林水産物の販路拡大や、中小企業におけるDXを活用した事業の再構築等を支援します。

さらには、防災・減災、県土の強靱化対策など県民のいのちと暮らしを守るための取組をしっかりと進めるほか、様々な産業の共通課題である人手不足対策を推進することで、県民が未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、安全・安心に暮らせる持続可能な三重県の実現に向けた取組を進めていきます。

こうした施策を力強く展開していくため、まずは県民の声を丁寧に聴き取り、関係部局が緊密に連携して知恵を絞り効果的な事業を構築することを基本方針として、令和6年度当初予算調製を行います。

- (2) 「令和6年度三重県行政展開方針」における「注力する取組」については、必要な予算上の対応を行います。とりわけ、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、観光振興の取組及び県民のいのちを守る取組に関しては、予算調製過程において事業をブラッシュアップしながら大胆に重点化を図ります。
- (3) 人口減少対策をはじめ、部局横断的な行政課題については、主担当部局が中心となり関係部局間で十分に協議するとともに、県民の皆さんから寄せられた提案や意見を積極的に取り入れつつ、市町、企業、NPO、大学など多様な主体とも協働・連携することで、施策の効果的・効率的な実施を図ります。
- (4) 義務的な経費については、全ての事業において、必要性・緊要性を勘案した上で、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査します。
- (5) 裁量的な政策経費については、必要な行政サービスを機動的に提供するため、前年度と同程度の水準を確保しつつ、一般経費においては、その必要性、費用対効果を検証するとともに、後年度の負担も踏まえた上で、事業のメリハリのついた対応を行います。
- (6) 持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源確保に取り組むとともに、引き続き県債発行の平準化に努めていきます。
- (7) 国の予算や地方財政計画が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じた対応を行っていきます。  
なお、総務省が令和5年8月31日に発表した「令和6年度の地方財政の課題」では、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされていますが、地方一般財源総額の確保については、令和6年度地方財政対策の年末の決着に向けて、引き続き注視する必要があります。
- (8) このほか、令和6年度当初予算要求にあたっての具体的な取扱いについては、「令和6年度当初予算要求にあたっての基本的事項」によることとします。